

令和6年度

無料相談の年間日程



相談して解決!!

さまざまな悩みを解決するため、各種相談会を開催します。事前予約は、当月1日から受け付けます。なお、日程は、毎月の広報「情報の広場」でもお知らせします。

総合相談

(人権擁護委員) (行政相談委員)

いじめや嫌がらせを何とかしたい、行政に対して苦情がある、相談先が分からないなど

- ▶ 日にち 毎月第2火曜日(4・8・2月を除く)
 - ▶ 時間 13時30分～16時(受け付けは15時まで)
 - ▶ 場所 市役所 会議室(受け付けは生活環境課)
- ※事前予約不要
 ☎生活環境課 コミュニティ推進班 ☎ 30-0202

弁護士相談

(秋田弁護士会)

法律の手続き全般、多重債務に係る問題 など

- ▶ 日にち 毎月第2・4木曜日
 - ▶ 時間 13時30分～16時
 - ▶ 場所 交流センター
- ※前日までに予約が必要です(定員5人)
 ※詳細な日程および担当弁護士は、各月の広報をご確認ください
 ☎消費生活センター ☎ 30-0258

相続・登記相談

(工藤 渉 司法書士) (上田 桂 司法書士)

不動産(空き家含む)の相続・売買などの登記手続き、商業登記、裁判所提出書類の作成 など

- ▶ 日にち 偶数月の第3火曜日
- ▶ 時間 13時30分～16時30分
- ▶ 場所 交流センター

※前日までに予約が必要です(定員6人)

☎消費生活センター ☎ 30-0258

土地・家屋相談

(千葉 勉 土地家屋調査士)

境界問題、土地・宅地の分筆、建物の新增築の測量 など

- ▶ 日にち 5月21日☎、9月17日☎、11月19日☎、令和7年3月18日☎
- ▶ 時間 13時30分～15時30分
- ▶ 場所 交流センター

※前日までに予約が必要です(定員4人)

☎消費生活センター ☎ 30-0258

消費生活相談

(窓口・電話・インターネット相談)

悪質な訪問販売、電話勧誘、消費者問題 など

- ▶ 日にち 月曜日～金曜日(祝日を除く)
- ▶ 時間 8時30分～17時15分
- ▶ 場所 消費生活センター(生活環境課内)

☎消費生活センター ☎ 30-0258



↑ホームページ

※今月の相談日程は、19頁に掲載しています

就職や退職、就学時には
国保の届け出をお忘れなく

就

職や退職、就学時には国民健康保険(以下「国保」)の手続きが必要です。マイナンバーカードなどの身分証明書と下表に記載されている持ち物を持参し、市民課または各支所で手続きをしてください。

■マル福をお持ちの人へ

マル福(福祉医療受給者証)をお持ちの人で、健康保険の被保険者証(以下「保険証」)が変わった場合も届け出が必要です。新しい保険証を持参し、手続きをお願いします。

■はり・きゆう・マッサー
 ジ受療券の有効期限

令和5年度のはり・きゆう・マッサージ受療券の有効期限は3月31日です。有効期限を過ぎると使用できなくなりますので、ご注意ください。

☎市民課 国保医療班
 ☎ 30・0222

■国保に加入するとき

ケース	持ち物
他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険を抜けた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
子どもが生まれたとき	母子健康手帳

■国保を脱退するとき

ケース	持ち物
他の市区町村に転出するとき	保険証
職場の健康保険に加入、または被扶養者になったとき	保険証、職場の保険証
亡くなったとき	保険証

■その他国保に係る手続き

ケース	持ち物
市内で住所が変わったとき	保険証
世帯主や氏名が変わったとき	保険証
世帯が分かれる、または一緒になったとき	保険証
就学のため転出するとき	保険証、在学証明書

■就学のため転出するとき

手続きをすることで、引き続き鹿角市の国保を使用できます。転出手続きの際にお申し出ください。

○持ち物 在学証明書

■学生でなくなったとき

保険証の返還が必要です。

○持ち物 保険証、学生でなくなった日を確認できる書類(卒業証明書など)

国民健康保険税の納付

■国保に加入する人

3月中に国保へ加入した人には、3月分の国保税の納付書が4月に送付されます。4月以降の国保税については、7月に※1年分の納付書が送付されます。

※4月から翌年3月までの1年分の国保税を、7月から2月の8回に分けて納付いただきます。

■国保から脱退した人

3月中に国保から脱退した人は、3月分の保険料は新しい健康保険からの請求となります。令和5年度の国保税は2月中に納付が完了していますので、納めすぎとなる人に対しては、手続きの翌月末までに、還付のお知らせを送付し、過納分の国保税をお返しします。

4月に国保から脱退した場合は、令和6年度の国保税は課税されません。

☎税務課 課税班
 ☎ 30・0213